熊谷市日常生活用具給付事業

在宅で人工呼吸器等を使用している方へ

日常生活用具の給付種目に 非常用電源を追加しました

人工呼吸器や酸素濃縮器等の電気式医療機器を使用している在宅の障害児・者を対象に、災害時等による長期の停電や非常時における電源を確保することができるよう、日常生活用具の対象種目に非常用電源を追加しました。

追加対象種目

令和6年4月1日から

種目	対象者	要件	性能要件	基準額	耐用年数
正弦波インバーター発電機	呼吸器機能障害者等	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、常時、人工呼吸器又は電気式たん吸引器を使用している者	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	100,000円	６年
ポータブル電源（蓄電池）			蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	100,000円	６年
DC/ACインバーター（カーインバーター）			自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	50,000円	６年

※　非常用電源は、上記３種目のうちいずれか１種目のみ申請可能です。

申請に必要なもの

※必ず、対象種目を購入する前に申請することが必要です。（購入後の申請は、給付の対象となりません）

①日常生活用具給付申請書
②身体障害者手帳または指定難病医療受給者証
③用具の見積書とカタログの写し
④日常生活用具給付意見書
※　対象者によっては意見書の提出が不要となる場合がありますので、事前に障害福祉課にお問い合わせください。
⑤課税（非課税）証明書　※　転入など、本市で課税状況が確認できない方のみ

自己負担額

課税世帯　：基準額までは購入金額の１割
　　基準額を超える場合は、基準額の１割＋基準額を超えた金額
非課税世帯：基準額までは、負担なし。
　　基準額を超える場合は、基準額を超えた額

18歳以上の障害者は、本人または配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合、給付対象外となります。

注意事項

〇直接、医療機器につなげて使用すると故障する可能性があります。必ず外付けの専用バッテリーに充電してから 使用するなど、対策を講じてください。

〇購入用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットボンベ、エンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については給付の対象外になります。

〇一度給付すると、耐用年数内に再度購入することはできません。

〇この給付により購入した用品を直接、医療機器に接続して使用するなど誤った方法で使用したことで、医療機器に故障が発生した場合、市はその責を負うことはできませんのでご了承ください。

〇現在使用中の医療機器にはどのようなものが必要か等については、使用中の医療機器のメーカーの担当者にご相談ください。

問い合わせ先

福祉部　障害福祉課　障害援護係
〒360-8601　熊谷市宮町２－４７－１
電話：048-524-1451（直通）
FAX　：048-524-8790
Email：shogaifukushi@city.kumagaya.lg.jp

